

地域を守る「命の砦」である公立病院への支援

【担当省庁】厚生労働省、総務省

奈良県における取組



- 令和7年度地方財政対策において、病院事業債における交付税措置対象となる建築単価について、1㎡あたり52万円から59万円に引き上げていただき感謝申し上げます。
- 令和7年度普通交付税の算定に際し、公立病院の病床数を考慮して措置される交付税の算定基準について、1病床数あたり720千円から760千円に引き上げていただき感謝申し上げます。

1. 災害時の命を救う拠点となる病院施設の整備

(1) 奈良県立医大附属病院 A棟（外来棟）の建替整備

現在のA棟は建築後40年以上が経ち、施設が老朽化・狭隘化しているため、敷地内に新たに建設を行います。A棟を含む医大附属病院は、奈良県基幹災害拠点病院として、奈良県民を守り地域の安心の確保に貢献します。



●現在のA棟

(2) 西和医療センターの移転整備

西和地域の重症急性期を担う基幹病院である西和医療センターは、開院後40年以上が経ち老朽化し、耐震性も不足することから、斑鳩町の法隆寺駅南側に移転整備を行います。新しいセンターにおいては、災害拠点病院や第2種感染症指定医療機関の役割を担うことになります。



●現在の西和医療センター

2. 地域の命を守る診療体制の構築

奈良県立医大附属病院や奈良県総合医療センターの2病院において、3次救急を行う救命救急センターやNICUを持つ周産期母子医療センターを県の支援において運用しています。

県の支援においては、その財源として普通交付税や特別交付税を活用しています。

奈良県総合医療センター
▼ 周産期母子医療センター



▲ 医大附属病院 高度救命救急センター
(ドクターヘリ・ドクターカー)



国にお願いすること

1. 地方自治体が病院建設に対し起債する病院事業債に対する交付税措置対象となる建築単価の上限額の更なる引き上げ

病院事業債の交付税措置対象となる建築単価上限額について、令和7年度地方財政対策において1㎡あたり59万円に引き上げられましたが、物価上昇等により、全国における病院の建築費は令和5年度、令和6年度と大幅に上昇しており、今後もこのような上昇が続くと見込まれるため、更なる引き上げをお願いします。

2. 地方自治体の公立病院に係る支援の財源となる交付税措置額の引き上げ

当県において、公立病院の救急受け入れが増加していますが、24時間365日の対応を行う救命救急センターの運営において、医師の働き方改革等により医師の体制維持のため人件費が増大しています。

診療報酬のほか、救急病床数や救急告示病院や救命救急センターの数により普通交付税や特別交付税が措置されますが、それを大幅に超える支出となるために、交付税措置額の更なる引き上げをお願いします。

その他、周産期医療や小児医療等、政策医療で公立病院が担うものについても、不採算となるため、交付税措置額の引き上げをお願いします。

【県担当部局】 医療政策局病院マネジメント課